

沼生中第 15 号－ 2

令和 8 年 7 月 21 日

静岡県くらし・環境部環境局 生活環境課長 様

沼津市生活環境部 新中間処理施設整備室長

沼津市新中間処理施設整備事業に係る環境影響評価の要否について（照会）

本市で計画している新中間処理施設整備事業について、静岡地方裁判所令和 8 年 5 月 28 日判決（令和 4 年（行ウ）第 22 号公金支出差止め請求事件（住民訴訟））を受けて、改めて下記のとおり静岡県環境影響評価条例（平成 11 年静岡県条例第 36 号。以下「条例」という。）に基づく環境影響評価の要否を照会します。

記

- 1 本事業は、静岡県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年静岡県規則第 51 号）別表第 1 の 6 の項に規定するごみ焼却施設の「設置の事業」と「変更の事業」のいずれに該当するか。
- 2 上記 1 を踏まえ、条例に基づく環境影響評価の要否について、静岡県の判断を回答願いたい。

担当 新中間処理施設整備室 森田

電話 055-934-4889

沼津市生活環境部 新中間処理施設整備室長 様

静岡県くらし・環境部環境局 生活環境課長

沼津市新中間処理施設整備事業に係る環境影響評価の要否について（回答）

令和 8 年 7 月 21 日付け沼生中第 15 号－2 により照会のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

1 ごみ焼却施設の「設置の事業」と「変更の事業」のいずれに該当するかについて

貴市が計画する新中間処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、静岡県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年静岡県規則第 51 号）別表第 1 の 6 の項に規定するごみ焼却施設の「変更の事業」に該当する。

（理由）

- ・静岡県環境影響評価条例（平成 11 年静岡県条例第 36 号。以下「条例」という。）において、設置と変更の定義規定はないが、「設置の事業」は新設、「変更の事業」は増設や敷地内の建替え（いわゆるリプレース）を想定している。
- ・また、「変更の事業」に該当するか否かの判断に当たっては、一連の事業用地の中で建替えが行われるかに着目している。（なお、一連の事業用地とは認められない新たな敷地への移転建替えは、「設置の事業」と判断している。）
- ・本事業は、以下の視点に基づき検討した結果、「一連の事業用地の中で行われる施設の建替え」であることから、条例上の「変更の事業」に該当するものと判断している。

視 点	内 容
物理的な一体性	市が所有する連続する敷地の中で計画されている。
用途の一体性	新ごみ焼却施設の建設予定地は、旧衛生プラントや中継・中間処理施設の跡地であり、従来から市によって廃棄物・し尿処理の用途に供されている。
運用の一体性	平成 16 年まで存在していたし尿処理施設では、旧焼却施設から回収した温水を消化槽加温に利用するなど、運用の実態においても一体性が認められる。

2 条例に基づく環境影響評価の要否について

本事業は、「変更の事業」に該当するものの、変更の事業の規模要件を満たさないため、条例に基づく環境影響評価を要しない。

（理由）

- ・ごみ焼却施設の「変更の事業」は、1 日当たりの処理能力（t/日）を基準とし、新設分から廃止分を差し引いた純増加分を規模判定の要件としている。
- ・本事業は、現ごみ処理施設（300t/日）を廃止し、新ごみ処理施設（210t/日）を建設するものであり、変更の事業の規模要件である「1 日当たりの処理能力の合計が 200t 以上増加するもの」に該当しない。